

いじめ重大事態調査報告書
(令和5年8月1日公表) **を踏まえた**
「道立学校における再発防止策」
の対応状況に係る検証報告

令和6年3月13日

北海道教育委員会

目 次

はじめに	1
再発防止に係る主な対応経過	2
「道立学校における再発防止策」(令和5年9月)	3
I いじめ問題への対応	
1 関係法令等に基づいた対応の徹底	
(1) 実効性ある「学校いじめ防止基本方針」の策定と児童生徒・保護者の理解を深める機会の創出	4
(2) 学校いじめ対策組織の実態把握と必要な改善	6
(3) 再発防止に関する重点対策の着実な遂行	8
2 教職員の指導力向上	
(1) 校長を対象とした事例検討の実施	9
(2) 生徒指導主事を対象としたいじめ対応研修の実施	10
(3) SOSの出し方や自殺予防に関する研修の充実	12
3 専門家との連携強化	
(1) いじめ問題緊急支援チームによる支援強化	14
(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携したアセスメントの充実	16
(3) 北海道いじめ問題審議会や自殺予防教育検討会による自殺事案への対応の改善	18
4 いじめ未然防止、SOSの出し方・自殺予防に関する取組の強化	
(1) 児童生徒が主役となったいじめ防止のための地区会議等の実施	20
(2) 集中実施期間を設定した「SOSの出し方に関する教育」の実践	22
(3) ICTを活用した心理・健康状況を把握するアンケートの実施及び相談機会の確保	23
II いじめ重大事態発生時の対応	
1 いじめ重大事態対応フローチャートの改定	25
2 自殺の背景調査の実施マニュアルの改定	26
3 自殺事案発生後の緊急対応チーム派遣	27
III 再発防止策の検証	
1 北海道いじめ問題審議会での検証及び道教委ホームページでの公表	28
参考資料	別冊
1 I-1-(1)(2) 関係 「学校いじめ対策組織の取組状況【点検基準】」	
2 I-1-(1) 関係 「学校いじめ防止基本方針」点検チェックリスト	
3-1 II-1 関係 「いじめ重大事態対応フロー図【道立学校版】」	
3-2 II-1 関係 「いじめ重大事態対応フロー図【道立学校版】 (いじめが背景にあると疑われる自殺・自殺未遂である場合)」	
4 II-2 関係 「自殺の背景調査の実施マニュアル」	

はじめに

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、令和2年11月、未来ある生徒がいじめへの悩みや苦しみを抱える中、自らの命を絶つという大変痛ましい事案が発生したことを極めて重く受け止め、令和3年4月、本事案に対処し、当該事案と同種の事態の発生の防止に資するため、北海道いじめ問題審議会（以下「審議会」という。）に調査審議を諮問しました。

また、道教委は、令和5年6月、審議会から答申として調査報告書の提出を受け、同年8月に調査報告書を公表しました。

調査報告書においては、本事案に関し、いじめがあったことが認定され、当時の学校や道教委の対応等に問題があったと指摘されました。

道教委としては、こうした指摘を厳粛に受け止め、同年9月、「道立学校における再発防止策」を策定し、令和6年3月までの間、様々な取組を講じてきたところであり、このたび、審議会における再発防止策の取組状況の検証を経て、検証報告を公表するものです。

【調査報告書により指摘された事項】

■道教委が講ずる措置

- ・文部科学省「いじめ防止等のための基本方針」に則った学校の組織体制への指導助言の徹底
- ・学校いじめ対策組織を中核とした組織的な対応の徹底
- ・自殺背景調査といじめ重大事態調査に移行する流れについての精査
- ・学校による主体的ないじめ調査に係る研修(スクールロイヤー制度との連携の推進)の実施
- ・関係生徒等へのケアにおけるスクールカウンセラーの緊急派遣の体制づくり
- ・当該事案に関係した卒業生への本報告書の提示と教育的な関わり
- ・本提言に係る検証取組

■当該学校が講ずる措置

- ・学校いじめ防止基本方針の見直しと情報公開
- ・いじめ対策組織の実効的運用
- ・緊急対応時における積極的な生徒指導

再発防止に係る主な対応経過

- 令和5年8月 道立学校「いじめ重大事態調査報告書」公表
- 8月 道立学校長「緊急いじめ再発防止会議」実施
- 9月 いじめ重大事態「道立学校における再発防止策」策定
- 10月 再発防止策「重点対策チーム」設置（生徒指導・学校安全課）
- 9～11月 「学校いじめ対策組織の取組状況調査（実地調査）」実施
- 令和6年1月 第2回「北海道いじめ問題審議会」検証報告（中間報告）
- 2月 道立学校長「再発防止策に係る事例検討研修会」実施
- 3月 第3回「北海道いじめ問題審議会」検証報告

道立学校における再発防止策

いじめ重大事態調査報告書（令和5年8月1日公表）の「再発防止の提言」を踏まえ、次の再発防止策を講じる。

I いじめ問題への対応

1 関係法令等に基づいた対応の徹底

- (1) 実効性ある「学校いじめ防止基本方針」の策定と児童生徒・保護者の理解を深める機会の創出
全道立学校の「学校いじめ防止基本方針」を再点検し、不十分な場合は速やかに改善する。また、学校の方針を、児童生徒と保護者等が理解を深める機会を必ず設定し、学校ホームページ等を通じて地域に公開する。
- (2) 学校いじめ対策組織の実態把握と必要な改善
学校いじめ対策組織の現状について、学校を訪問し調査するとともに、管理職や教職員等へのヒアリングにより、学校の実情を把握し、必要な改善を速やかに講じられるよう継続的に指導助言する。
- (3) 再発防止に関する重点対策の着実な遂行
生徒指導・学校安全課に「重点対策チーム」を設置し、上記(1)(2)はもとより、調査報告書の再発防止の提言事項が着実に遂行できるよう集中的に取り組む。

2 教職員の指導力向上

- (1) 校長を対象とした事例検討の実施
校長会議や各種研修会を通じて、いじめ事案への組織的な対応について、本事案を含め深刻化した事例をもとに事例検討を行い、いじめ事案への対応力と指導力の強化を図る。
- (2) 生徒指導主事を対象としたいじめ対応研修の実施
各学校の生徒指導主事等を対象に、道教委「いじめ対応ガイドブック・支援ツール」を活用しいじめの積極的認知や早期の組織的な対応等に関する研修を実施し、各学校での校内研修を通して全ての教職員の指導力の向上を図る。
- (3) SOSの出し方や自殺予防に関する研修の充実
全ての教職員が自殺予防に関する基礎知識や基本的対応について理解を深められるよう、道教委ホームページにポータルサイトを作成するほか、道教委や市町村が実施する関連研修への周知を継続的に実施する。

3 専門家との連携強化

- (1) いじめ問題緊急支援チームによる支援強化
弁護士や臨床心理士、指導主事等がチームとなって対応する「いじめ問題緊急支援チーム」を派遣して、いじめ事案の深刻化を防ぎ、学校への支援強化を図る。
- (2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携したアセスメントの充実
いじめ問題での児童生徒への支援充実のため、ケース会議にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、専門的な視点から関係児童生徒のアセスメントを行い、学校への支援強化を図る。
- (3) 北海道いじめ問題審議会や自殺予防教育検討会による自殺事案への対応の改善
有識者や弁護士、医師、臨床心理士等から、いじめが背景と疑われる自殺事案への対応について、専門的な見地から助言を得て、再発防止の検討、緊急対応の改善を図る。

4 いじめ未然防止、SOSの出し方・自殺予防に関する取組の強化

- (1) 児童生徒が主役となったいじめ防止のための地区会議等の実施
各管内において、児童生徒がいじめについて考える地区会議等を通して、法の定義に基づくいじめの認知の在り方や未然防止の取組について交流する機会を設定する。
- (2) 集中実施期間を設定した「SOSの出し方に関する教育」の実践
児童生徒がSOSの出し方を学び、教職員がSOSを確かに受け止めることができるよう、本道で集中啓発期間を設定するとともに、自殺予防に関する学級指導等を継続して実施する。
- (3) ICTを活用した心理・健康状況を把握するアンケートの実施及び相談機会の確保
各学校において、ICTを活用して児童生徒の心理状況や健康状態の変化を把握するとともに、児童生徒への相談機会を確保できるよう教育相談体制の充実を図る。

II いじめ重大事態発生時の対応

1 いじめ重大事態対応フローチャートの改定

道教委は、法令等に基づいた適正かつ迅速な対応ができるよう、対応フローチャートを改定し、学校と共有する。

2 自殺の背景調査の実施マニュアルの改定

道教委は、国の背景調査の指針を踏まえ、自殺背景調査の対応マニュアルを改定し、学校と共有する。

3 自殺事案発生後の緊急対応チームの派遣

道教委は、国の「手引き」を踏まえ、事案発生後、児童生徒への支援や校内の継続的な支援体制を助言するため、関係機関・関係団体等と連携・協力を図り、複数名のスクールカウンセラーと指導主事等による緊急対応チームを速やかに派遣する。

III 再発防止策の検証

1 北海道いじめ問題審議会での検証及び道教委ホームページでの公表

道教委は、上記I・IIの再発防止策の対応状況について、全道立学校及び道教委の取組状況を定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。また、道教委ホームページで取組状況及び検証結果を公表する。

I いじめ問題への対応

1 関係法令等に基づいた対応の徹底

【再発防止策】

- (1) 実効性ある「学校いじめ防止基本方針」の策定と児童生徒・保護者の理解を深める機会の創出
- ・全道立学校の「学校いじめ防止基本方針」を再点検し、不十分な場合は速やかに改善する。また、学校の方針を、児童生徒と保護者等が理解を深める機会を必ず設定し、学校ホームページ等を通じて地域に公開する。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年6月、道立学校の「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直し状況を把握するため、「北海道いじめ防止基本方針（令和5年3月改定）」に基づいて、点検・見直しをした「学校いじめ防止基本方針」と関係資料を提出するよう通知した。
- 同年9月から11月末までの間、道立学校に対し、実効的に機能する「学校いじめ対策組織」の構築に向け、実地調査（点検基準によるヒアリング含む）を行い、「学校いじめ防止基本方針」の点検と「学校いじめ対策組織」の体制等の状況把握及び指導助言を行った。（参考資料1）
- 令和6年2月、「学校いじめ防止基本方針」の点検チェックリスト」（以下「点検チェックリスト」という。）を作成し、道立学校に対し、次年度の「学校いじめ防止基本方針」の点検に活用するよう周知するとともに、同年3月には、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール（コンパス）」（以下「コンパス」という。）に追加した。（参考資料2）

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校、特別支援学校（分校含む）】

- 実地調査の結果（「学校いじめ防止基本方針」の点検に関する結果）

（凡例：「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない）

確認事項	学校数								
	令和5年11月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
①いじめ防止のための年間指導計画（学校いじめ防止プログラム）を作成しているか。	180	83	26	263	26	0	289	0	0
②早期発見・事案対処のマニュアルを作成しているか。	209	56	24	276	13	0	289	0	0
③教職員が得たいじめの情報を「学校いじめ対策組織」と情報共有する手順及び内容（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）が示されているか。	192	81	16	273	16	0	289	0	0

(凡例:「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない)

確認事項	学校数								
	令和5年11月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
④教職員の「学校いじめ防止基本方針」の内容の理解に向けた取組を行っているか。	205	72	12	267	22	0	289	0	0
⑤児童生徒が「学校いじめ防止基本方針」について理解する機会を設定しているか。	195	75	19	267	22	0	289	0	0
⑥(児童生徒・保護者等からの学校評価の結果を踏まえた)「学校いじめ防止基本方針」が適切に機能しているか点検を行い、見直しを行っているか。	235	47	7	268	21	0	289	0	0

(参考資料1)

- ・ 実地調査において、「点検基準」に基づく「×」の指摘があった項目等は、令和5年12月末までに改善するとともに、教職員や児童生徒、保護者等への共通理解の取組等を進めた。

なお、「△」と評価された学校のうち、令和5年12月末までに対応・改善できていない学校は、指導助言をもとに令和6年2月末までに改善した。

<今後の取組>

■道教委

- 道立学校において、毎年度、PDCAサイクルによる「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しをするよう通知するとともに、教育局による学校指導訪問等を通じて、点検・見直しの状況を把握し、必要な指導助言を行う。

■道立学校

- 「点検チェックリスト」を活用し、令和6年3月末までに、次年度の「学校いじめ防止基本方針」の記載内容の点検を行う。

I いじめ問題への対応

1 関係法令等に基づいた対応の徹底

【再発防止策】

(2) 学校いじめ対策組織の実態把握と必要な改善

- ・学校いじめ対策組織の現状について、学校を訪問し調査するとともに、管理職や教職員等へのヒアリングにより、学校の実情を把握し、必要な改善を速やかに講じられるよう継続的に指導助言する。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年9月から11月末までの間、全道立学校を訪問し、校長や学校いじめ対策組織の担当教諭からのヒアリングと関係資料により、学校いじめ対策組織の体制等の実情を把握するとともに、点検基準により取組状況の確認及び指導助言を行った。
(参考資料1)

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校、特別支援学校（分校含む）】

- 実地調査の結果（「学校いじめ対策組織」の取組に関する結果）

（凡例：「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない）

確認事項	学校数								
	令和5年11月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
①構成員に「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」を加えているか。	235	26	28	282	7	0	289	0	0
②構成員に「学校いじめ対策組織」の役割を理解する取組を行っているか。	203	67	19	267	22	0	289	0	0
③「学校いじめ防止基本方針」のいじめ対応の流れ（チャート）等において、いじめの認知を「学校いじめ対策組織」において行っているか。	168	82	39	268	21	0	289	0	0
④いじめの報告窓口や集約担当など組織内の役割分担が明確になっているか。	221	58	10	273	16	0	289	0	0
⑤本年度（令和5年4月～9月現在）、随時、会議を開催しているか。	239	35	15	283	6	0	289	0	0
⑥上記⑤の会議記録を全て作成・保管しているか。	199	60	30	277	12	0	289	0	0
⑦いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行しているか。	165	80	44	259	30	0	289	0	0

(凡例:「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない)

確認事項	学校数								
	令和5年11月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
⑧いじめの解消の判断を、「学校いじめ対策組織」で行っているか。	243	35	11	280	9	0	289	0	0
⑨校長は、いじめの認知、対処、解消まで一連の対応状況を把握できる体制になっているか。	282	4	3	286	3	0	289	0	0

(参考資料1)

- ・実地調査において、「点検基準」に基づく「×」の指摘があった項目等は、令和5年12月末までに改善するとともに、教職員や児童生徒、保護者等への共通理解の取組等を進めた。

なお、「△」と評価された学校のうち、令和5年12月末までに対応・改善できていない学校は、指導助言をもとに令和6年2月末までに改善した。

<今後の取組>

■道教委

- 道立学校において、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織が中心となり組織的・実効的な対応ができるよう、教育局による学校指導訪問等を通じて、対応状況を把握し、必要な指導助言を行う。

■道立学校

- 児童生徒や保護者等から相談を受けた教職員が、個人で判断せず、その情報を「学校いじめ対策組織」に報告することや、いじめの認知及び解消の判断を学校いじめ対策組織で行うなど、組織的な対応を徹底する。

I いじめ問題への対応

1 関係法令等に基づいた対応の徹底

【再発防止策】

(3) 再発防止に関する重点対策の着実な遂行

- ・生徒指導・学校安全課に「重点対策チーム」を設置し、上記(1)(2)はもとより、調査報告書の再発防止の提言事項が着実に遂行できるよう集中的に取り組む。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年10月1日付けで、生徒指導・学校安全課に「いじめ重点対策チーム」を設置し、生徒指導係に新たに職員6名を配置した。
- いじめ重大事態調査報告書（令和5年8月1日公表）を踏まえた「道立学校における再発防止策」の対応状況の検証報告を作成し、第3回北海道いじめ問題審議会（令和6年3月13日開催）において、検証された。

<今後の取組>

■道教委

- 生徒指導・学校安全課に配置した「いじめ重点対策チーム」による取組（点検基準や「点検チェックリスト」等による確認）は、継続して実施していく。
- 引き続き、再発防止策の提言事項を着実に遂行するため、本庁（生徒指導・学校安全課）、教育局及び道立学校の三者が連携・協力して対処していく。

I いじめ問題への対応

2 教職員の指導力向上

【再発防止策】

(1) 校長を対象とした事例検討の実施

- ・ 校長会議や各種研修を通じて、いじめ事案への組織的な対応について、本事案を含め深刻化した事例をもとに事例検討を行い、いじめ事案への対応力と指導力の強化を図る。

<取組の状況>

■道教委

- 令和6年2月、道立学校の校長を対象とした研修を実施し、いじめ重大事態が発生した際の対応事例に関する内容のほか、「学校いじめ防止基本方針」の点検結果や「学校いじめ対策組織」の在り方、いじめ重大事態が発生した際の対応フロー図、児童生徒の自殺が発生した際の学校等の対応マニュアル等の共通理解を深めるとともに、いじめ事案への対応等の強化を図った。

- ・ 名称：校長を対象とした事例検討研修会
- ・ 日時：令和6年2月21日（水）、22日（木）、26日（月）
- ・ 方法：オンライン（Zoom）
- ・ 対象：道立学校の校長 245名（高校190名、特支55名）
- ・ 講師：道教委生徒指導担当局長、生徒指導・学校安全課職員
- ・ 内容：①「学校いじめ防止基本方針」点検チェックリストの活用について
② 自殺の背景調査の実施マニュアルの改定について
- ・ 事例検討：①組織的ないじめの認知に関する事例
②誤った判断により、事案が深刻化した事例

<今後の取組>

■道教委

- 本研修をもとに、令和6年4月以降、全道立学校で校内研修を実施するよう通知する。
- 毎年度、道立学校の校長を対象とした研修を実施し、いじめ事案への対応力と指導力の強化を図る。

I いじめ問題への対応

2 教職員の指導力向上

【再発防止策】

(2) 生徒指導主事を対象としたいじめ対応研修の実施

- ・各学校の生徒指導主事等を対象に、道教委「いじめ対応ガイドブック・支援ツール」を活用したいじめの積極的認知や早期の組織的な対応等に関する研修を実施し、各学校での校内研修を通して全ての教職員の指導力の向上を図る。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年12月、各教育局の生徒指導担当指導主事を対象に、いじめ重大事態への対応や学校に対する指導助言の在り方に関する研修として、各教育局生徒指導担当者連絡会を開催した。

- ・名称：令和5年度第3回各教育局生徒指導担当者連絡会
- ・日時：令和5年12月20日（水）
- ・方法：オンライン（Zoom）
- ・対象：教育局職員 29名
- ・内容：①いじめ重大事態の対応について
②道立学校における学校いじめ防止基本方針について
③事例検討（いじめ重大事態が疑われる事案への指導助言）

- 令和6年2月、全道立学校の生徒指導主事を対象に、学校に求められるいじめの対応について理解を深めるため、全道生徒指導連絡協議会を開催した。また、文部科学省専門官による「学校に求められるいじめの対応」をテーマとした講演や、いじめの積極的認知等の進め方について理解を深めるための実践発表や協議などを設定した。

- ・名称：令和5年度第2回全道生徒指導連絡協議会
- ・日時：令和6年2月2日（金）
- ・方法：オンライン（Zoom）
- ・対象：教育委員会職員等 519名（うち道立学校の生徒指導主事 305名）
- ・講師：文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室
いじめ自殺等対策専門官
- ・内容：①生徒指導・学校安全に係る取組の充実について
②学校に求められるいじめの対応について
③いじめの積極的認知等の進め方について（道立学校の実践発表）

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校、特別支援学校（分校含む）】

○令和5年12月末現在、「コンパス」を活用し、全教職員によるいじめ対応に関する校内研修を実施した。また、生徒等の個人面談週間前など、機会があるごとに生徒等からの相談があった場合の対応を確認する取組を実施した。

○実地調査の結果（「その他（校内研修）」の取組に関する結果）

（凡例：「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない）

確認事項	学校数								
	令和5年11月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
「コンパス」を参考に、全教職員によるいじめ対応に関する校内研修を行っているか。	111	128	50	237	52	0	289	0	0

（参考資料1）

<今後の取組>

■道教委

○令和6年2月に実施した全道生徒指導連絡協議会の内容を踏まえ、全道立学校の生徒指導主事が中心となって「コンパス」を活用した校内研修の実施体制を整備するよう指導助言する。

○各道立学校が「学校いじめ防止基本方針」に校内研修の時期や内容を記載し、計画的に校内研修の取組を進めるとともに、「点検チェックリスト」の確認を徹底するよう通知する。

■道立学校

○「点検チェックリスト」の確認を徹底するとともに、計画的に校内研修を実施し、全ての教職員の指導力の向上を図る。

○毎年度、道立学校の全教職員を対象とした研修を実施するとともに、「コンパス」で示す、「いじめ問題への取組チェックシート」等を活用した、いじめ問題への理解度及び取組状況の確認を行う。

I いじめ問題への対応
2 教職員の指導力向上

【再発防止策】

(3) SOSの出し方や自殺予防に関する研修の充実

- ・全ての教職員が自殺予防に関する基礎知識や基本的対応について理解を深められるよう、道教委ホームページにポータルサイトを作成するほか、道教委や市町村が実施する関連研修への周知を継続的に実施する。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年7月、8月、10月、12月及び令和6年1月、道立学校に対し、自殺予防に係る取組を徹底するよう通知した。
- 令和5年9月、道立学校に対し、自殺予防教育のより一層の充実に向け、校内研修で活用できる教職員向け資料や実践事例集など、様々な情報にアクセスできる「自殺予防教育ポータルサイト」を作成し、積極的に活用するよう通知した。
- 同年11月、教職員等を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」をオンラインで開催し、自殺予防教育プログラムの効果的な活用等に係る学識経験者によるシンポジウムを通して、自殺予防教育の充実を図った。

- ・名称：令和5年度児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会
- ・日時：令和5年11月20日（月）
- ・方法：オンライン（Zoom）
- ・対象：学校教職員等 133名（うち道立学校の教諭等 42名）
- ・講師：自殺予防教育検討会委員
- ・内容：講師によるシンポジウム
 - ・自殺予防教育の意義、自殺予防教育プログラムの効果的な活用等

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校、特別支援学校（分校含む）】

- 「いじめの問題への取組状況調査」における「SOSの出し方に関する教育」の取組状況

確認事項	学校数（％）		
	令和4年3月末	令和5年11月末	令和6年2月末
実施している （一部の学年での実施を含む）	263(92%)	273(95%)	289(100%)
実施していない	26(8%)	16(5%)	0(0%)

- 「高校生ステップアップ・プログラム」事業において、道立高校19校が自殺予防教育プログラムを活用した取組を実施し、報告書を作成した。

<今後の取組>

■道教委

- 道立学校において、自殺予防に関する校内研修資料を活用するなどして、学校全体で自殺予防に係る取組への共通理解を図り、組織的な取組となるよう、長期休業前など継続して通知する。

■道立学校

- 道教委が作成した資料等を活用し、組織的・体系的な取組を進め、不安や孤立感を抱えている児童生徒一人一人に寄り添った心のケアに努める。

I いじめ問題への対応
3 専門家との連携強化

【再発防止策】

(1) いじめ問題緊急支援チームによる支援強化

- ・弁護士や臨床心理士、指導主事等がチームとなって対応する「いじめ問題緊急支援チーム」を派遣して、いじめ事案の深刻化を防ぎ、学校への支援強化を図る。

<取組の状況>

■道教委

○令和4年10月から、学校（小中高特）や市町村教育委員会だけでは解決することが困難な事案に対して、事案ごとに「いじめ問題緊急支援チーム」を派遣している。

○いじめ問題に係る各種調査、アンケート、相談窓口への相談、指導主事による学校訪問等を通じて把握した事案のうち、いじめ問題が長期化・深刻化するおそれがあり、「いじめ問題対策チーム」において、支援を必要とする事案に対して、「いじめ問題緊急支援チーム」のチーム員をアウトリーチ型で派遣し、当該学校のアセスメントに基づく支援策や対処プランの作成を支援した。

- ・「いじめ問題緊急支援チーム」の派遣回数（道立学校分）
令和6年2月末：6件（アウトリーチ型派遣1件）

◆いじめ問題緊急支援チーム

- ・チーム長：生徒指導・学校安全課長
- ・リーダー：生徒指導・学校安全課課長補佐（生徒指導）
- ・チーム員：生徒指導・学校安全課職員
 教育局「いじめ問題対策チーム」のチーム員 …………… ※1
 北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員 …………… ※2
 北海道スクールカウンセラー
 北海道スクールソーシャルワーカー

◆本庁における「いじめ問題対策チーム」

学校（小中高特）や市町村教育委員会がいじめの未然防止、早期発見・早期解消に効果的に対応することができるよう、いじめの原因や背景等について詳細に調査・分析するとともに、必要な指導・助言、支援を行うため設置

- ・チーム長：生徒指導・学校安全担当局長
- ・副チーム長：生徒指導・学校安全課長
- ・リーダー：生徒指導・学校安全課課長補佐（生徒指導）
- ・チーム員：生徒指導・学校安全課職員ほか

◆教育局における「いじめ問題対策チーム」 …………… ※1

本庁の「いじめ問題対策チーム」と連携しながら、学校（小中高特）や市町村教育委員会に対して行う指導・助言、支援を一層充実させるため設置

- ・チーム長：次長
- ・リーダー：教育支援課長
- ・チーム員：義務教育指導班主査、指導主事（生徒指導担当）
 高等学校指導班主査、指導主事（生徒指導担当）

◆北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員 …………… ※2

- ・支援チーム：道内4地区に組織
 - 道央（空知、石狩、後志）
 - 道南（胆振、日高、渡島、檜山）
 - 道北（上川、留萌、宗谷、オホーツク）
 - 道東（十勝、釧路、根室）
- ・支援チーム員：次の者のうちから、教育長が任用
学識経験者、弁護士、医師、その他必要と認める者

- 令和5年11月、市町村教育委員会職員等を対象に、弁護士等の専門的知見を基に事例検討を実施するなど、生徒指導上の諸課題の解決を図るための研修として、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム全道連絡協議会」兼「生徒指導担当指導主事等研修会」を開催した。

- ・名称：「令和5年度北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム全道連絡協議会」兼「生徒指導担当指導主事等研修会」
- ・日時：令和5年11月16日（木）
- ・方法：オンライン（Zoom）
- ・対象：北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム員 9名（弁護士3名）、市町村教育委員会職員 95名、教育局等職員 23名、
- ・協議：①実効性ある「学校いじめ防止基本方針」の策定と「学校いじめ対策組織」の構築について
 - ・情報交換：地方いじめ防止基本方針の見直し及び学校いじめ基本方針の見直しに向けた取組状況
 - ・事例検討：わいせつ画像拡散
- ②外部専門家チームの活用について

<今後の取組>

■道教委

- 引き続き、いじめ問題の対応について、学校（小中高特）や市町村教育委員会だけでは解決することが困難な場合は、法律や心理等の専門家と連携した積極的な支援をするため、「いじめ問題緊急支援チーム」を派遣し、学校（小中高特）や市町村教育委員会を支援する。
- 「いじめ問題緊急支援チーム」が対応した事例について、その概要を研修会等で共有し、学校（小中高特）への支援強化を図る。

■道立学校

- 研修会等で共有された「いじめ問題緊急支援チーム」が対応した事例等を踏まえ、校内研修を実施する。

I いじめ問題への対応
3 専門家との連携強化

【再発防止策】

(2) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携したアセスメントの充実

- ・いじめ問題での児童生徒への支援充実のため、ケース会議にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、専門的な視点から関係児童生徒のアセスメントを行い、学校への支援強化を図る。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年4月、道立学校に対し、「北海道いじめの防止に向けた取組プラン」を通知し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を交えたケース会議においてアセスメントを行い、指導方針と具体的対応のプランニングを検討するよう通知した。
- 令和5年11月、道立学校に対し、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校いじめ対策組織に加え、より実効的ないじめの問題の解決に資するよう通知した。
- ケース会議等において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、外部の専門家の助言を得ながら行った関係児童生徒のアセスメントに基づき、当該学校が支援策や対処プランを作成することを支援した。

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校、特別支援学校（分校含む）】

- 実地調査の結果（「学校いじめ対策組織」の取組に関する結果）（再掲P5）

（凡例：「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない）

確認事項	学校数								
	令和5年11月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
①構成員に「心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者」を加えているか。	235	26	28	282	7	0	289	0	0

（参考資料1）

<今後の取組>

■道教委

- 道立学校に対し、引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、児童生徒の悩みや困難等に係るアセスメントを実施することにより、児童生徒の状況に応じた最適な対応を図れるよう、学校への支援を継続するとともに、ケース会議にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校への支援強化を図る。

■道立学校

- 派遣されたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えたケース会議においてアセスメントを行い、指導方針と具体的対応のプランニングを検討し、いじめ問題の早期解決を図る。

I いじめ問題への対応
3 専門家との連携強化

【再発防止策】

- (3) 北海道いじめ問題審議会や自殺予防教育検討会による自殺事案への対応の改善
- ・有識者や弁護士、医師、臨床心理士等から、いじめが背景と疑われる自殺事案への対応について、専門的な見地から助言を得て、再発防止の検討、緊急対応の改善を図る。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年11月、教職員等を対象に「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」をオンラインで開催し、自殺予防教育プログラムの効果的な活用等に係る学識経験者によるシンポジウムを通して、自殺予防教育の充実を図った。(再掲P11)

- ・名称：令和5年度児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会
- ・日時：令和5年11月20日（月）
- ・方法：オンライン（Zoom）
- ・対象：学校教職員等 133名（うち道立学校の教諭等 42名）
- ・講師：自殺予防教育検討会委員
- ・内容：講師によるシンポジウム
 - ・自殺予防教育の意義、自殺予防教育プログラムの効果的な活用等

- 協議会開催後も、校内研修等で活用できるようオンデマンドにより動画を配信した。

- 令和6年3月、北海道いじめ問題審議会において、自殺事案への対応として「いじめ重大事態対応フローチャート」や「自殺の背景調査の実施マニュアル」を改定した。

<今後の取組>

■道教委

- 北海道いじめ問題審議会や関係する職能団体との関係を強化するとともに、自殺予防教育検討会などの協議の場を継続的に設置し、再発防止に向けた意見交換や検討機会を確保する。

- 自殺に繋がるおそれのある事案への早期の対応を実施し、学校現場が当該児童生徒に対し適切な対応を図ることができるよう、支援を継続する。

- 次年度以降も、「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会（文部科学省主催）」を実施し、教職員等が講義や実演等を通じて、自殺予防等に関する基礎的、実践的な知識を深めるとともに、対応力の向上を図る。

■道立学校

- 「児童生徒の自殺予防に関する普及啓発協議会」等の研修成果に基づき、校内研修を実施し、教職員の共通理解を図る。

I いじめ問題への対応

4 いじめ未然防止、SOSの出し方・自殺予防に関する取組の強化

【再発防止策】

(1) 児童生徒が主役となったいじめ防止のための地区会議等の実施

- ・各管内において、児童生徒がいじめについて考える地区会議等を通して、法の定義に基づくいじめの認知の在り方や未然防止の取組について交流する機会を設定する。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年6月から8月までの間、道内の青少年を対象とした「絆づくりメッセージコンクール」を開催し、よりよい人間関係や絆づくりを呼びかけるメッセージを考える機会を設定した。また、コンクールの全道入選作品については、株式会社よつば乳業の協力により、ポスターや牛乳パックに掲載し、全道に周知した。

- 同年10月から令和6年1月までの間、各管内において、児童生徒がいじめについて考える「どさんこ子ども地区会議」を開催し、児童生徒が主体となって話し合う機会を設定した。また、各教育局で実施した地区会議の様子や成果を、各教育局で資料を作成し、Webページに公開し、周知した。

【開催状況】

管内	開催日	参加人数	管内	開催日	参加人数	管内	開催日	参加人数
空知	10月21日	24名	渡島	10月18日	39名	林-ツク	10月21日	6名
石狩	10月14日	22名	檜山	11月8日	12名	十勝	12月11日	27名
後志	10月25日	26名	上川	10月23日	25名	釧路	12月2日	28名
胆振	11月11日	24名	留萌	12月16日	27名	根室	1月19日	27名
日高	11月22日	28名	宗谷	12月7日	23名	計	---	338名

- 令和5年11月、令和6年1月に、道内の高校生を対象に、オンラインでいじめ問題への対応に関するテーマに基づいて、意見を出し合い、互いに考え深め合う「カフェミーティング」を開催した。

【カフェミーティング開催状況】

(第1回)

- ・日時：令和5年11月10日（金）
- ・参加者：5名
- ・テーマ：いじめについて、SOSを出しやすくするためには、どうしたらいい？

(第2回)

- ・日時：令和6年1月26日（金）
- ・参加者：9名
- ・テーマ：「いじめをしない」ためには、どうしたらいい？

○カフェミーティングの様子や生徒の発言概要を、生徒指導・学校安全課で資料を作成、Webページに公開し、周知した。

■道立学校

○「高校生ステップアップ・プログラム」事業において、道立高校19校がコミュニケーション能力の育成を図るため、集団カウンセリングやピア・サポート活動の取組を実施し、報告書を作成した。

○生徒会等が主体となって「絆づくりメッセージコンクール」の作品を応募するなど、いじめの未然防止の取組を実施した。

【「高校生の部」の応募状況】 ※道立特別支援学校高等部、市町村立高等学校、私立高等学校を含む。

・ことば・メッセージ	…………	79校	2,860作品
・ポスター・メッセージ	……	12校	51作品
・写真・メッセージ	……………	7校	29作品

<今後の取組>

■道教委

○「学校いじめ防止基本方針」の年間指導計画(学校いじめ未然防止プログラム)の内容や取組状況の確認を通じ、「居場所づくり」「絆づくり」「環境づくり」の観点での取組について指導助言する。

○「地区会議」「絆づくりメッセージコンクール」「カフェミーティング」等、児童生徒が主体的にいじめ問題について考える取組の充実を図る。

I いじめ問題への対応

4 いじめ未然防止、SOSの出し方・自殺予防に関する取組の強化

【再発防止策】

(2) 集中実施期間を設定した「SOSの出し方に関する教育」の実践

・児童生徒がSOSの出し方を学び、教職員がSOSを確かに受け止めることができるよう、本道で集中啓発期間を設定するとともに、自殺予防に関する学級指導等を継続して実施する。

<取組の状況>

■道教委

○令和5年8月、道立学校に対し、集中啓発期間（令和5年9月）の取組として、「自殺予防週間」（9月10日～16日）の実施及び9月中に少なくとも1回はSOSの出し方に関する教育を実施するよう通知した。

○同年9月、道立学校に対し、自殺予防教育のより一層の充実に向け、校内研修で活用できる教職員向け資料や実践事例集など、様々な情報にアクセスできる「自殺予防教育ポータルサイト」を作成し、積極的に活用するよう通知した。（再掲P11）

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校、特別支援学校（分校含む）】

○「いじめの問題への取組状況調査」における「SOSの出し方に関する教育」の取組状況（再掲P11）

確認事項	学校数（％）		
	令和4年3月末	令和5年11月末	令和6年2月末
実施している （一部の学年での実施を含む）	263(92%)	273(95%)	289(100%)
実施していない	26(8%)	16(5%)	0(0%)

<今後の取組>

■道教委

○道立学校において、引き続き、校内研修資料を活用するなどして、学校全体で自殺予防に係る取組への共通理解を図り、組織的な取組となるよう、集中啓発期間及び長期休業前に通知する。

■道立学校（再掲P12）

○道教委が作成した資料等を活用し、組織的・体系的な取組を進め、不安や孤立感を抱えている児童生徒一人一人に寄り添った心のケアに努める。

I いじめ問題への対応

4 いじめ未然防止、SOSの出し方・自殺予防に関する取組の強化

【再発防止策】

- | |
|--|
| <p>(3) ICTを活用した心理・健康状況を把握するアンケートの実施及び相談機会の確保</p> <ul style="list-style-type: none">・各学校において、ICTを活用して児童生徒の心理状況や健康状態の変化を把握するとともに、児童生徒への相談機会を確保できるよう教育相談体制の充実を図る。 |
|--|

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年7月、道立学校に対し、児童生徒の心身の状態を把握するため、国のマニュアルをもとに一人一台端末を活用した健康観察を夏季休業明けから開始するよう通知した。
 - ・Googleフォーム等を活用し、心の状態を天気で表現する「心の天気」や「体調の確認」、「教育相談の希望」等の項目によるアンケートを日常的に実施する。
 - ・アンケートの回答結果を集計し、「直近3日間連続、心の天気で「雨」又は「雷」を選択した児童生徒」や「心の天気で「雨」又は「雷」を選択する傾向が強い児童生徒（直近30日間で5回以上）」等の事項に該当する児童生徒に対して声かけや教育相談の参考とする。
- 同年11月、道立学校における取組状況を確認し、アンケートの内容等に不備がある学校に対して改善するよう指導した。
- 同年12月、道立学校に対し、長期休業の開始前から悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見に努めるとともに、悩みや困難を抱える児童生徒や、いじめを受けた又は不登校となっている児童生徒等がいる場合には、保護者への連絡等により継続的に児童生徒の様子を確認するよう通知した。

■道立学校【289校：高等学校（全日制、定時制、通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（分校含む）】

○アンケートの実施

（凡例：「○」できている、「△」一部できていない、「×」できていない）

確認事項	学校数(%)								
	令和5年10月末			令和5年12月末			令和6年2月末		
	○	△	×	○	△	×	○	△	×
「健康観察・教育相談アンケート作成マニュアル」に基づいた質問事項の内容で、心の健康状態を日常的に把握する取り組みをしているか。	210 (74%)	74 (26%)	5 (0%)	269 (93%)	20 (7%)	0 (0%)	289 (100%)	0 (0%)	0 (0%)

※上記「○」の学校数には、次の理由により、ICTを活用したアンケートを実施していない2校が含まれている。

- ・児童生徒の障がいの程度や理解度等により、一人一台端末等を活用するのは困難な状況にあるため、児童生徒のきめ細かな観察を心がけ、些細な変化を見逃さず、児童生徒の心に寄り添った支援をするなど、心の健康状態を日常的に把握している。

○相談機会の確保

- ・ICTを活用したアンケートにおいて、悩みや困難を抱える児童生徒を把握した場合は、面談等で児童生徒の心理状況や健康状態などを確認し、必要に応じて、スクールカウンセラー等による支援を行っている。

<今後の取組>

■道教委

- 道立学校に対し、新年度が始まる前に、引き続き、継続的にアンケート調査や教育相談等を実施し、悩みや困難等を抱える児童生徒の早期発見に努めるよう通知する。特に、ICTを活用したアンケートの実施に当たっては、児童生徒の心に寄り添った対応に留意するよう通知する。
- 毎年度、道立学校におけるアンケートの実施頻度や相談機会の確保等の取組状況を確認し、必要に応じて指導助言する。

■道立学校

- ICTを活用して実施したアンケートの結果等をスクールカウンセラーなどの専門家と連携したスクリーニング会議等において確認し、悩みや困難を抱える児童生徒の早期発見や相談機会の確保に努め、保護者、医療機関等とも連携しつつ、命の危機を防ぐため万全の体制で対応に当たる。

II いじめ重大事態発生時の対応

【再発防止策】

1 いじめ重大事態対応フローチャートの改定

- ・道教委は、法令等に基づいた適正かつ迅速な対応ができるよう、対応フローチャートを改定し、学校と共有する。

<取組の状況>

■道教委

- 今回のいじめ重大事態事案の提言を踏まえ、道立学校が法令やガイドライン等に基づいた適正かつ迅速な対応ができるよう、道立学校版の「いじめ重大事態対応フロー図」を作成し、令和6年1月開催の第2回北海道いじめ問題審議会に提案した。
- 本フロー図の改定案に対する委員からの意見等を踏まえ、同年3月開催の第3回北海道いじめ問題審議会において、道立学校版の「いじめ重大事態対応フロー図」を改定した。(参考資料3-1、3-2)

<今後の取組>

■道教委

- 同年3月、改定後の道立学校版の「いじめ重大事態対応フロー図」を、「コンパス」に盛り込み、道立学校における校内研修等で積極的な活用が図られるよう周知するとともに、市町村立学校におけるいじめ重大事態の対応の参考資料となるよう、市町村教育委員会に対して情報提供する。

II いじめ重大事態発生時の対応

【再発防止策】

2 自殺の背景調査の実施マニュアルの改定

- ・道教委は、国の背景調査の指針を踏まえ、自殺背景調査の対応マニュアルを改定し、学校と共有する。

<取組の状況>

■道教委

- 今回のいじめ重大事態事案の提言を踏まえ、道立学校が法令や指針等に基づいた適正かつ迅速な対応ができるよう、道立学校版の「自殺の背景調査の実施マニュアル」を作成し、令和6年1月開催の第2回北海道いじめ問題審議会に提案した。
- 本マニュアルの改定案に対する委員からの意見等を踏まえ、同年3月開催の第3回北海道いじめ問題審議会において、道立学校版の「自殺の背景調査の実施マニュアル」を改定した。(参考資料4)

<今後の取組>

■道教委

- 同年3月、本マニュアルを各学校へ通知し、校内研修等において共通理解を図る取組を進めていく。

■道立学校

- 本マニュアルを用いた校内研修等を企画し、校内組織の在り方や関係機関との連携について、確認する等の対応を進める。

II いじめ重大事態発生時の対応

【再発防止策】

3 自殺事案発生後の緊急対応チーム派遣

- ・道教委は、国の「手引き」を踏まえ、事案発生後、児童生徒への支援や校内の継続的な支援体制を助言するため、関係機関・関係団体等と連携・協力を図り、複数名のスクールカウンセラーと指導主事等による緊急対応チームを速やかに派遣する。

<取組の状況>

■道教委

- 令和5年8月、「生徒指導に係る緊急オンライン会議」において各教育局に対し、事案発生時の初動対応（緊急対応チームの派遣を含む。）について説明した。

◆緊急対応チーム

- ・教育局義務教育指導班主査、指導主事（生徒指導担当）
- ・ 〃 高等学校指導班主査、指導主事（生徒指導担当）
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

- 該当事案の発生時には、緊急対応チームとして、スクールカウンセラーや教育局の指導主事、スクールソーシャルワーカーを複数名で派遣し、当該事案のアセスメントを行うとともに、児童生徒への支援方法や校内の継続的な支援体制について指導助言を行った。

- 令和6年3月、緊急対応チームの、国の「手引き」を踏まえたCRT（クライシス・レスポンス・チーム）としての学校へのサポート方法等について、北海道臨床心理士会と協議を実施した。

<今後の取組>

■道教委

- 引き続き、各教育局、道臨床心理士会との連携を図り、事案発生後の該当学校の児童生徒に対し、心のケアを図ることができるよう、緊急対応チームの速やかな派遣に努め、学校を支援する。

III 再発防止策の検証

【再発防止策】

- 1 北海道いじめ問題審議会での検証及び道教委ホームページでの公表
・道教委は、上記Ⅰ・Ⅱの再発防止策の対応状況について、全道立学校及び道教委の取組状況を定期的に報告し、再発防止の取組について検証し、必要な改善を図る。また、道教委ホームページで取組状況及び検証結果を公表する。

<取組の状況>

■道教委

- 令和6年1月29日の第2回北海道いじめ問題審議会において、いじめ重大事態調査報告書（令和5年8月1日公表）を踏まえた「道立学校における再発防止策」の対応状況の中間報告をした。
- 同年3月13日の第3回北海道いじめ問題審議会において、いじめ重大事態調査報告書（令和5年8月1日公表）を踏まえた「道立学校における再発防止策」の対応状況を報告し、再発防止の取組についての検証が行われた。

<今後の取組>

■道教委

- 「道立学校における再発防止策」の取組状況を定期的に「北海道いじめ問題審議会」に報告し、再発防止の取組について検証を受けるとともに、必要な改善を図る。また、本検証報告（取組状況及び検証結果）を道教委ホームページにより公表する。

